

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例（平成17年9月30日条例第39号）

最終改正:令和5年6月22日条例第19号

改正内容:令和5年6月22日条例第19号〔令和6年4月1日〕

○矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例		平成17年9月30日条例第39号
改正		
平成17年12月20日条例第70号		
平成29年3月23日条例第13号		
平成29年12月14日条例第34号		
令和元年12月12日条例第17号		
令和2年9月24日条例第28号		
令和5年6月22日条例第19号		
矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例		
矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例(平成6年矢板市条例第2号)の全部を改正する。		
(目的)		
第1条 この条例は、市民及び市外からの来訪者に交流と憩いの場を提供することにより、余暇利用を促進しながら観光の振興及び健康の増進を図るため、矢板市城の湯やすらぎの里(以下「やすらぎの里」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。		
(名称等)		
第2条 やすらぎの里の名称、位置及び施設は、次の表のとおりとする。		
名称	矢板市城の湯やすらぎの里	
位置	幸岡地内柿ノ木橋から木幡地内内川橋までの宮川沿い及び川崎城跡公園周辺	
施設	城の湯温泉センター	
	城の湯温泉センター宿泊棟	
	城の湯グラウンドゴルフ場	
	城の湯キャンプ場	
	城の湯RVパーク	
	農産物展示即売所	
	城の湯ふれあい館	
(有料施設等)		
第3条 やすらぎの里に設置する有料の施設及び備品(以下「有料施設等」という。)は、別表第1のとおりとする。		
(指定管理者による管理)		
第4条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にやすらぎの里に設置された施設(農産物展示即売所を除く。以下「指定管理施設」という。)及びその備品の管理を行わせるものとする。		
(指定管理者の業務の範囲)		
第5条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。		
(1) 有料施設等の利用許可及び取消しに関する業務		
(2) 指定管理施設及びその備品の維持管理に関する業務		
(3) 有料施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務		
(4) その他市長が管理運営上必要と認める業務		
(利用時間)		
第6条 有料施設等の利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。		
(休館日等)		
第7条 有料施設等の休館日又は休場日(以下「休館日等」という。)は、次のとおりとする。		
(1) 毎月第1火曜日及び第3火曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。		
(2) 12月31日及び翌年1月1日		
2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、若しくは休場し、又は休館日等を変更することができる。		
3 休館日等においては、市長が特に必要と認める場合を除き、備品の貸出しをしない。		
(利用の許可)		
第8条 有料施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。		
2 指定管理者は、有料施設等の管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。		
(農産物展示即売所の占有使用許可)		
第9条 農産物展示即売所を占有して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。		
(利用許可の制限)		

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、有料施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 有料施設等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他有料施設等の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用料金)

第11条 第8条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、別表第3に定める金額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料)

第12条 第9条の許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、別表第4に定める使用料を市に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が自らの責によらない理由で有料施設等を利用することができないとき。
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(違約金の納付)

第15条 城の湯温泉センター宿泊棟の利用者は、第8条の許可を受けた利用の全部又は一部の取消しをしたときは、指定管理者に違約金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 第11条第3項の規定は、前項の違約金について準用する。

(目的外利用、権利の譲渡及び転貸の禁止)

第16条 占有者は、占有使用許可の目的外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第17条 利用者は、指定管理施設の利用に当たって特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入し利用するときは、あらかじめ利用者は指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても指定管理者は、その責を負わない。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 第10条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (5) その他指定管理者が管理上必要があると認めたとき。

(行為の制限)

第19条 指定管理施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 花火その他火気を使用すること。
- (6) 広告物を掲示すること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が、公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 指定管理者は、管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

(原状回復)

第20条 利用者は、第17条の規定により特別の設備等をし、指定管理施設の利用が終了したとき、又は第18条の規定により利用を停止されたとき、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに当該指定管理施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第21条 やすらぎの里の施設又は当該施設に設置された備品を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失した者は、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(準用)

第22条 第17条及び第20条の規定は、農産物展示即売所の占有使用について準用する。この場合において、第17条及び第20条中「利用者」とあるのは「占有者」と、「指定管理施設」とあるのは「農産物展示即売所」と、第17条中「利用に当たって」とあるのは「占有使用に当たって」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第20条中「利用が終了したとき、又は第18条の規定により利用を停止されたとき、若しくは利用許可を」とあるのは「占有使用が終了したとき、又は占有使用許可を」と読み替えるものとする。

(市長による管理)

第23条 市長は、指定管理施設の管理を行わせる指定管理者を指定する暇がないときその他やむを得ないときは、第4条の規定にかかわらず、その管理を行う。

2 前項の場合においては、第6条から第10条まで、第11条第2項、第13条から第15条まで及び第17条から第19条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条中「必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「必要があると認めるときは、」と、第7条第2項中「特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「特に必要があると認めるときは、」と、第11条第2項中「金額の範囲内におい

て、市長の承認を得て」とあるのは「金額の範囲内において、」と、第13条中「特別の理由があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「特別の理由があると認めるときは、」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定により、市長が指定管理施設の管理を行う場合においては、第5条、第11条第3項及び第15条第2項の規定は、適用しない。
(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に改正前の矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例(平成6年矢板市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第70号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月14日条例第34号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月12日条例第17号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月24日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(使用料の改定に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の日前に許可を受けて、矢板市行政財産使用料条例、矢板市生涯学習館設置及び管理条例、矢板市体育施設設置及び管理条例、矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例、矢板市コミュニティホール設置、管理及び使用料条例、矢板市農村環境改善センター設置、管理及び使用料条例及び矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例に規定する施設等を使用し、又は利用する者の当該使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和5年6月22日条例第19号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(1) 施設

名称	位置
城の湯温泉センター	矢板市川崎反町295番地
城の湯温泉センター宿泊棟	矢板市川崎反町295番地
城の湯グラウンドゴルフ場	矢板市幸岡18番地
城の湯キャンプ場	矢板市幸岡18番地
城の湯RVパーク	矢板市川崎反町393番地
城の湯ふれあい館	矢板市幸岡18番地

(2) 備品

品目	設置場所
コインロッカー	城の湯温泉センター
レンタサイクル	城の湯温泉センター

別表第2(第6条関係)

(1) 施設

名称	利用時間
城の湯温泉センター	午前10時から午後10時まで。
城の湯温泉センター宿泊棟	利用を開始する日の午後3時から利用を終了する日の午前10時まで
城の湯グラウンドゴルフ場	午前10時から午後4時まで
城の湯キャンプ場	利用を開始する日の午後3時から利用を終了する日の午前10時まで
城の湯RVパーク	利用を開始する日の午後3時から利用を終了する日の午前10時まで
城の湯ふれあい館	午前10時から午後9時まで。ただし、城の湯キャンプ場及び城の湯RVパークの利用者は利用を終了する日の午前10時までとする。

(2) 備品

品目	利用時間
レンタサイクル	午前9時から午後5時まで

別表第3(第11条関係)

(1) 城の湯温泉センター

区分	利用料金
大人	1回利用券700円以内又は12枚つづり利用回数券7,000円以内
65歳以上又は小学生以下	1回利用券600円以内又は12枚つづり利用回数券6,000円以内
多目的ホール又は研修室	1室1回(4時間以内)1,400円以内 1回増すごとに1,400円以内加算
レンタサイクル	1回(4時間以内)1,000円以内 1日1,500円以内

備考

- 1 大人は、中学生以上65歳未満とする。
- 2 家族同伴の未就学児は、無料とする。

(2) 城の湯温泉センター宿泊棟

区分	利用料金
宿泊棟	1人1泊7,000円以内

(3) 城の湯グラウンドゴルフ場

区分	利用料金
個人	1時間以内100円以内 1時間増すごとに100円以内加算 (1時間以内の端数は1時間とする。)
団体	1時間以内1,000円以内 1時間増すごとに1,000円以内加算 (1時間以内の端数は1時間とする。)

備考

- 1 団体は、10人以上とする。
- 2 中学生以下の者の利用料金は、半額とする。
- 3 中学生以下の利用に際しては、責任者等を置かなければならない。

(4) 城の湯キャンプ場

区分	利用料金
キャンプサイト	1区画3,000円以内

(5) 城の湯RVパーク

区分	利用料金
RVパーク	1区画3,000円以内(電源及び給水設備込)

(6) 城の湯ふれあい館

区分	利用料金
ふれあいの間A	1回(4時間以内)1,000円以内 1回増すごとに1,000円以内加算
ふれあいの間B	1回(4時間以内)2,100円以内 1回増すごとに2,100円以内加算
趣味の間、調理研究室又は創作の間	1回(4時間以内)1,000円以内 1回増すごとに1,000円以内加算
バーベキュー炉	1基(4時間以内)500円以内 4時間を超える場合は、4時間ごとに500円以内加算

備考

- 1 炊事場及びバーベキュー炉を除く各施設は、5人以上の団体利用に限り利用を許可するものとする。
- 2 炊事場の利用料金は、無料とする。
- 3 中学生以下の利用に際しては、責任者等を置かなければならない。

別表第4(第12条関係)

有料の施設	使用料
農産物展示即売所	年間売上額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、矢板市行政財産使用料条例(昭和57年矢板市条例第1号)第3条の規定により算出した額に達しない場合は、同規定により算出した額とする。